

特集

4月1日(金)から、 ごみステーションに出された「資源ごみ」の持ち去りを条例で禁止 犯罪です！持ち去り行為

ごみステーションに出されたアルミ缶が…

アルミ缶などの資源ごみが持ち去られています。この行為は、多くの人が不快に思っていて、市にも多くの苦情が寄せられています。

条例で禁止します

しかし、ごみステーションに出された資源ごみは、誰のものなのか。これまでは所有権の認定があいまいで、規制することが難しい現状でした。そこで、条例を定め、ごみステーションの資源ごみを持ち去る行為を禁止することにしました。平成23年4月1日(金)から適用となります。



▶資源ごみの日に出されたアルミ缶など。これらが無断で持ち去られている現状に、市も頭を痛めています。

◀市内各所に、のぼり旗を設置。4月以降、持ち去りが処罰の対象になることを周知しています。



条例の内容

ごみステーションに出された資源ごみは、市または市が委託した業者が収集・運搬します。これ以外の者の収集・運搬を禁止します。

※町内会や自治会などが、ごみステーションの清掃などをするための収集・運搬は除きません。

●**持ち去り禁止のもの** 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙、牛乳パック、古着

●**罰則** 20万円以下の罰金刑

●**取り締まり** 資源ごみを持ち去る者を発見したら、警告チラシや警告書、命令書を手渡します。それでも持ち去りをやめない場合、持ち去り者と持ち去りを命じた法人などを警察に告発します。

皆さんへのお願い

●**ごみ出しは必ず当日の朝に** 前日に資源ごみを出すと、持ち去り行為を誘発する事になります。

●**地域でも持ち去りの監視を** もし、持ち去り者を発見したら、清掃事業所か安城警察署生活安全課(☎76-0110)へ通報してください。その時、発見した日時・場所・持ち去り者の特徴(車の場合は車種・ナンバーなど)をわかる範囲で連絡してください。

●**絶対にしないでください** 持ち去り者へ声を掛けること、制止することは、トラブルの原因となります。絶対にしないでください。

問▶清掃事業所(☎76)3053)